

香美町農業委員会総会(第6回)議事録

- 1 開催日時 令和2年8月25日(火) 9:30~10:35
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(14人)

会長	1番	亀村	庄二
会長職務代理者	2番	古川	功兒
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	中村	成一
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	山本	太一
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)
- 7 議事日程

第1	会期の決定	8月25日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	議案第17号	非農地証明願承認について	
第4	議案第18号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第5	議案第19号	農用地利用集積計画の決定について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原	博文
事務局次長	福島	功
書記	寺川	公人
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は12番「吉川正人委員」と13番「橋本幸長委員」にお願いしたいと思います が、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、12番「吉川正人委員」と13番「橋本幸長委員」よろしくお願ひします。

議 長	次に、日程第3 議案第17号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第17号 番号1番の非農地証明願について、8月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号沿い小代診療所の手前、川沿いの道路を西へ200mほど進んだ川の手前右側にありました。 現地は、現況写真のように昭和48年頃から耕作放棄され原野化していて、20年ほど前に碎石を入れて農地に復元される予定もありません。地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第17号 番号2番の非農地証明願について、8月21日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「吉川正人委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、JAたじま香住支店の東側、県道4号線を挟んで向かい側の駐車場奥にありました。 現地は、現況写真のように両隣は住宅が建っており駐車場と駐車場に挟まれた袋小路で、現在は賃借人が経営している飲食店のツマモノとして三つ葉、大葉などを栽培されておりました。 申請内容は、願出人は90歳を超える高齢で現在は介護施設で療養されており、賃借人への売却の話が進んだことから地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	次に、日程第4 議案第18号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから15ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第18号の申請について、8月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号沿いにある小代物産館を西に入った小代物産館の裏側です。 申請内容は、農業用施設として昭和48年頃な町が漬物工場と県の補助で鹿、猪の解体施設を建てましたが、現在は譲受人が経営する法人が但馬牛の精肉加工施設兼精肉販売店舗として利用しております。 経営規模拡大のために譲受人からの要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第18号の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第5 議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟